

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部改正について

改正理由：様式の見直し、宿泊料について定額を超える場合の規定の追加、旅費請求業務の効率化を図ること、国立大学法人東京学芸大学旅費規則（平成16年規則第14号）の一部改正による参照する条の修正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（旅行命令簿等の様式）</p> <p>第6条 規則第5条第3項に規定する旅行命令簿等の様式は、別紙様式によるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（鉄道賃等）</p> <p>第10条 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 特別車両料金を徴する客車を運行する路線における特別車両料金は、片道経路<u>50キロメートル</u>以上旅行する場合で、かつ、旅行命令権者が特に必要と認めた場合に限り、当該料金を支給することができる。</p> <p>5・6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>（車賃）</p> <p>第12条 規則第17条及び<u>第31条</u>に規定する「路線バス以外の自動車等を業務上の必要により利用したと旅行命令権者が認める場合」とは、次の各号に定める場合とする。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>（旅費の調整）</p> <p>第13条 <u>規則第38条</u>の規定による旅費の調整の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（<u>規則</u>に規定する旅費で、<u>規則第38条</u>の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち本学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（旅行命令簿等の様式）</p> <p>第6条 規則第5条第3項に規定する旅行命令簿等の様式は、別紙様式によるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（鉄道賃等）</p> <p>第10条 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 特別車両料金を徴する客車を運行する路線における特別車両料金は、片道経路<u>100キロメートル</u>以上旅行する場合で、かつ、旅行命令権者が特に必要と認めた場合に限り、当該料金を支給することができる。</p> <p>5・6 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>（車賃）</p> <p>第12条 規則第17条及び<u>32条</u>に規定する「路線バス以外の自動車等を業務上の必要により利用したと旅行命令権者が認める場合」とは、次の各号に定める場合とする。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>（旅費の調整）</p> <p>第13条 <u>規則第39条</u>の規定による旅費の調整の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（<u>旅費規則</u>に規定する旅費で、<u>旅費規則第39条</u>の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち本学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。</p>

(2)～(7) 〔省略〕

(8) 会議開催通知等により予め宿泊所が指定されている場合、又は附属学校における修学旅行等の宿泊行事において選択できる宿泊所が僅少であることから、当該宿泊所に宿泊することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合であって、当該宿泊所の宿泊料が規則第19条及び第32条に定める宿泊料の定額を超える場合については、超える額に相当する額を支給することができる。

(9) 用務先までの移動時間、用務の円滑な遂行に際して必要となる設備等、一定の条件により宿泊所を検索した結果、規則第19条及び第32条に定める宿泊料の定額を超えることとなる宿泊所を利用することが真にやむを得ないと旅行命令権者が認める場合に限り、規則第19条及び第32条に定める宿泊料の定額の3倍を限度として、実費額を支給することができる。

(旅費の支払方法の特例)

第14条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費等（以下「乗車券等」という。）について、旅行代理店等を利用して当該旅行のための乗車券等を取得した場合には、旅行者本人の請求によらず旅行代理店等の請求に基づき支払うことができるものとする。

〔省略〕

別紙様式（第6条関係） 〔別紙B参照〕

〔省略〕

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(2)～(7) 〔省略〕

(8) 会議開催通知等により予め宿泊所が指定されている場合、又は附属学校における修学旅行等の宿泊行事において選択できる宿泊所が僅少であることから、当該宿泊所に宿泊することがやむを得ないと旅行命令権者が認める場合であって、当該宿泊所の宿泊料が規則第19条及び第33条に定める宿泊料の定額を超える場合については、超える額に相当する額を支給することができる。

(旅費の支払方法の特例)

第14条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃について、旅行代理店等を利用して当該旅行のための乗車券等を取得した場合には、旅行者本人の請求によらず旅行代理店等の請求に基づき支払うことができるものとする。

〔省略〕

別紙様式（第6条関係） 〔別紙A参照〕

〔省略〕



旅行命令(依頼)伺

下記のとおり発令()してよろしいか伺います。

別紙A(現行)

会計年度		申請者	
起案NO		申請者部門	
起案日		支払先	謝金
決裁日	年 月 日	支払区分	
発令年月日	年 月 日	住所	
予定期間		旅費種別	
出張分類区分		用務内容	
旅費区分			
用務先		支払金額	
備考			

出張報告 年 月 日	旅行者氏名	旅行命令権者
旅行命令のとおり旅行したので、報告します。 尚、別添旅費請求書のとおり、 費用が発生したので請求します。		

財務部局	
旅行命令権者	起案部局

行	出発地 経路1 経路2 経路3 到着地	管 プロジェクト 財 源 目 的 備	形態別科目 勘定科目
1			
2			
3			
4			
5			





旅行命令(依頼)伺

下記のとおり発令 () してよろしいか伺います。

申請NO		申請者	
申請日		申請部門	
旅行期間			
用務先		旅行者	
用務内容			
住所1		所属・職名	
摘要		住所2	
謝金有無			

旅行命令権者	財務部局
起案部局	
支払金額	

予算情報

行	所管 執行所管 プロジェクト	財源 目的 執行目的 形態別科目	金額
1			

経路情報

行	年月日	出発地	出発地	宿泊地	交通手段	公用車等	支給区分	コメント
1								
2								

